

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期検査時パラメータ監視装置の警報ブザー回路に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉給水ポンプ（B）メカニカルシール水復水器戻り調整弁のグランド部より、2秒に1滴程度のシール水のリークが認められたため、当該グランド部を増し締め	D	
3	1号機	主復水器ホットウェルの排水時、レベル低を示す警報に動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
4	1号機	主変圧器防災用現場操作盤内部に雨水の浸入が認められたため、当該盤のパッキンを交換	D	
5	1号機	主タービン潤滑油移送ポンプの出口圧力指示計に指示値不良（指針固着）が認められたため、当該指示計を点検・調整	D	
6	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）室ストームドレンサンプポンプ出口の放射線検出器取付配管入口ドレン弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	4号機	主復水器ホットウェル高水位制御弁のグランド部より、シール水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	復水脱塩装置再生塔廃液電導度記録計の打点機構に動作不良（スライド不可）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
9	4号機	タービン建屋換気空調系排風機入口風量計に指示値不良（指示低下）が認められたため、当該風量計配管を点検・修理	D	
10	4号機	原子炉補機冷却系サージタンクにレベル低下の傾向が認められたことから、対応検討	C	
11	5号機	タービン建屋換気空調系の常用系冷却装置（E）用圧縮機（B）の入口圧力低下を示す警報発生が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
12	5号機	廃棄物処理建屋地階配管スペース室の電線中継箱下部より床面に地下水の流入（約9リットル、汚染無し）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	5号機	原子炉建屋トラス室内の炉心スプレイ系入口配管保温材カバーに破損及び変形（へこみ）箇所が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	原子炉建屋トールス室内の残留熱除去系入口配管保温材カバーに破損及び変形（へこみ）箇所が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	タービン建屋非常用ガス処理装置前の壁に亀裂及びコンクリートの剥離箇所が認められたため、当該壁を点検・補修	D	
16	5号機	残留熱除去系熱交換器（B）復水・海水間差圧調節計のデジタル表示の一部に表示不良が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
17	5号機	活性炭ホールドアップ建屋換気空調系空調機の温度調節弁に動作不良（固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	6号機	廃棄物処理系機器ドレンフィルタスラッジポンプ出口ミキシング流量調整弁交換後の耐圧漏えい試験の系統構成において、手動弁（5台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	6号機	原子炉遠隔停止系室換気空調用貯水タンク内部に腐食及び錆の発生が認められたため、当該タンクを点検・修理	D	
20	6号機	所内ボイラ（B）バーナー前の重油流量調節弁グランド部より、2秒に1滴程度の油リークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	6号機	主タービングランドシール蒸気排気放射線モニタ（B）について、一時的に指示値上昇を示す警報が1日に4回程度発生が認められたため、当該放射線モニタを点検・修理	C	
22	6号機	主タービン軸受油圧力計器収納箱内に設置されているターニング油ポンプテスト用電磁弁下部継手部より油のにじみが認められたため、当該継手部を点検・修理	D	
23	6号機	主発電機巻線温度打点式記録計（5）の記録紙に印字不良（かすれ）が認められたため、当該印字機構を点検・修理	対象外	
24	6号機	主発電機巻線温度打点式記録計（6）の記録紙に印字不良（かすれ）が認められたため、当該印字機構を点検・修理	対象外	
25	その他	低レベル放射性廃棄物搬出検査設備の放射能測定装置（1系）に工程時間超過による異常停止が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
26	その他	使用済燃料輸送容器の定期保守において、本体蓋のフランジボルト受け穴周辺の一部に割れが認められたため、当該穴周辺を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで